

偽造技能講習修了証にご注意!

あなたがお持ちの技能講習修了証は、正規の機関が行う講習を受けて発行されたものですか? もう一度確認してください。

平成13年から平成16年2月の間の日付となっています。

<p>第00460</p> <p>右の者は、労働安全衛生規則第83条の規定に基づき地山の掘削・土止め支保工組立て等の作業主任者技能講習規則第3条の所定の技能講習を修了したことを証します。</p> <p>平成14年11月29日</p> <p style="text-align: center;">中央労働災害防止協会 中小企業安全衛生指導員</p> <p>備考 地山の掘削・土止め支保工組立て等作業主任者</p>	<p>氏名 ○○ ○○</p> <p>生年月日 昭和○年○月○日生</p> <p>本籍地 ○○ 県</p> <p>住所 ◎○市○○○○</p>
--	---

「中央労働災害防止協会」の名称を勝手に使用した上で、「**中小企業安全衛生指導員**」と記載されています。
* **この名称で技能講習修了証が発行されることはありません。**

① 小型移動式クレーン運転技能講習
② 高所作業車運転技能講習
③ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
④ 玉掛け技能講習
⑤ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
⑥ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
などとなっていますが、その他に

⑦ **フォークリフト運転技能講習、**
⑧ **足場の組立て等作業主任者技能講習、**
⑨ **酸欠欠乏危険作業主任者技能講習、**
⑩ **型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、**
⑪ **建屋物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習**
⑫ **不整地運搬車運転技能講習**等の修了証が想定されます。

この技能講習修了証は労働安全衛生法に基づく指定教習機関(当時)により発行された正規の修了証でなく、偽造されたものであり**無効**です。当該業務に従事させた(した)場合には、無資格就業となり労働安全衛生法違反となりますのでご注意ください。当該業務に従事するためには、労働安全衛生法に基づく登録教習機関(現在)による正規の技能講習を修了する必要があります。

なお、中央労働災害防止協会では、現在技能講習修了証は発行していません。

技能講習修了証明書については、当サイトの「技能講習修了証明書の発行に関するご案内」をご確認下さい。

* **ご不明な点は、福岡労働局 安全課もしくは、もよりの労働基準監督署にお問い合わせください。**

なお、中央労働災害防止協会では、技能講習修了証明証(まとまるくんカード)を発行していますが、現在技能講習修了証は発行していません。

* **ご不明な点は、福岡労働局 安全課もしくは、もよりの労働基準監督署にお問い合わせください。**